

平成30年6月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 平成30年6月15日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第46号 高浜市税条例等の一部改正について  
議案第47号 高浜市都市計画税条例の一部改正について  
議案第48号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第49号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第50号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第51号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第52号 事業契約の変更について
- 日程第2 議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- 日程第3 議案第54号 財産の無償貸付について
- 日程第4 議案第55号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡初浩

副市長	神谷坂敏
教育長	都築公人
企画部長	深谷直弘
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
人事グループリーダー	杉浦崇臣
ICT推進グループリーダー	山下浩二
総務部長	内田徹
行政グループリーダー	中川幸紀
財務グループリーダー	竹内正夫
市民総合窓口センター長	中村孝徳
市民窓口グループリーダー	内藤克己
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	亀井勝彦
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	磯村和志
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦義人
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
会計管理者	三井まゆみ
学校経営グループリーダー	岡島正明
学校経営グループ主幹	村越茂樹
監査委員事務局長	山本時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	加藤定

主 査 神 谷 直 子

### 議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

### 午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、6月13日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る6月13日に委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

市長より議案第54号 財産の無償貸付について及び議案第55号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第2回）が追加提出され、説明を受けた後、その取り扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、既に上程された議案の総括質疑の後に、追加の2議案について上程、説明を受け、議案第54号については、全体による質疑の後、6月21日の公共施設あり方検討特別委員会に付託、審査し、最終日の6月28日に討論、採決の順序で行い、議案第55号については、本日、全体による質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決の順で行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第54号 財産の無償貸付について及び議案第55号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第2回）の2議案を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において、執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、あらかじめ御了承お願いいたします。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 議案第46号から議案第52号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただきますようお願いいたします。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） まず、第46号 市税条例の一部改正で、前年の合計所得金額が2,500万円以下というのが出ていますが、これが高浜市でどれぐらいの方が見えるのかということをお教えください。

それから、第48号 国民健康保険税条例の一部改正ですが、3月に広域化にしたわけですが、これは国の指導というか、あったわけですが、3月議会で広域化にして、3月31日にこれ議案が国で決まったというようなことを聞きましたが、3カ月たったところでまた限度額を引き上げるということは、何でかということをお思います。そのことを教えてください。

それから、第52号 事業契約の変更について、高浜小学校の変更ですが、埋設物が出てきたということなんです、これ工事始める前にそのような、高浜は大変瓦のまちでもありますし、埋設されているというのは一般的に考えられるんですが、そういうことは考えられていなかったのか。それから、割賦手数料はふえるけれども、備品購入費の経費は事業会社に立てかえてもらうという、15年にわたる割賦払いにするということが出ていますが、本当に平準化できることだけを追求して問題ないのかどうか、その点をお示しください。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） それでは、御質問のありました市税条例の合計所得金額が2,500万円を超える納税者につきまして、実際は平成33年度から改正後の適用がされますが、29年度の決算見込みのベースでお答えしますと、合計所得金額が2,500万円を超える方は、高浜市内で96名の方が該当となります。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 続きまして、御質問のありました国保税条例の改正の件につきまして、お答えいたします。

先ほど内藤議員が御質問されたとおりのことがまさに回答となるんですが、3月の議会で審議いただきました保険税率等の改正につきましては、平成27年5月に成立いたしましたいわゆる医療保険制度改革関連法によりまして、平成30年度からの国保制度の広域化を目指すという中で、愛知県国民健康保険運営方針が策定されました。これに基づきまして、高浜市といたしましても改正を行ってきた経緯がございます。それに対しまして今回の改正でございますが、平成30年3月31日の地方税法施行令の一部改正に基づきまして、この議会で御審議いただくということをお

願いたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） まず、1点目の高小の埋設物の事前にわからなかったのかというところでございますけれども、やっぱり地中の中に入っているものですから、実際、平成29年3月に新校舎の設計に必要なボーリング調査というのを行っております。10カ所25メートルの深さで実施しておりますけれども、もし仮にそれをやっておったということだとしても、今回の出現場所の地質データを見てみますと、10ミリから20ミリの碎石がまじるといった程度のデータしか得られておりません。ですので、事前に調査をしたとしても、やはり地中の中のことはなかなか発見が難しかったということでございます。

2点目の割賦手数料15年にわたる平準化ということでございますが、やはりPFIを採用したということにつきましては、事業期間全体にわたって平準化した形で、民間業者に支払っていくという、これは大変厳しい財政状況の中で公共施設の整備を行っていくということで、今後につきましても、貯金というのも非常に少ない状況でございますので、安定的な財政運営のためにはできる機会を捉えて、やはりできるだけ貯金を取り崩さない財政運営をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 国保の関係ですが、そうしますと大人2人、子供2人で年間500万円くらいだと、幾らぐらいの保険料になるのか。また、65歳以上の方で2人暮らしだと、年間250万円くらいの所得だと保険料が幾らになるのか。それから、年間54万円から58万円になるということなんですが、影響はどれくらいの方が受けられるのかお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 具体的な国保の税額につきまして、さまざまな条件で金額が変わってくるということを御了承いただきたいと思うんですが、前提といたしまして、40歳代の夫婦と子供2人の4人世帯ということで、お答えさせていただきたいと思えます。

40歳以上ですので、介護保険分も該当してくるんですが、500万円の総所得の場合、年間約66万4,000円ほどの保険税になると試算いたします。また、65歳の夫婦2人の世帯ということで、総収入額が250万円ということで条件を設定させていただきますと、こちらの場合、今回、改正をお願いしております2割軽減の対象にもなってまいりますので、年間約16万2,000円ほどの保険税額になると試算いたします。それから、今回の課税限度額での影響ということでございますが、今回、基礎課税額医療分が54万円から58万円に上がるということで、影響を受ける世帯が111世帯、影響額につきましては、415万円ほどと推測しております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） 議案の第52号でちょっと質問をさせていただきます。

当然、請負率の85%を掛けた変更工事費だと思いますけれども、議案の説明会のときに、たしか副市長がコンクリート及び陶磁器でガラが40トンということを言われたというふうに思っておりますけれども、それは間違いはないかとは思いますが。それで、あとマニフェストが産廃の処理の場合あると思うんですけれども、そこら辺の数量なり、そういった確認はされておるのか。また、マニフェストの有無があるのか、そこら辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 処分量につきましては、コンクリートのガラが40トン、陶磁器のくずが約3トンということで、マニフェストは今ここにも手元にありますけれども、ここで数字を確認した上での処理でございます。

○議長（鈴木勝彦） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） わかりました。

その資料請求みたいな形はできるのか、そこら辺の確認と、あと請負率を多分掛けないで、この場合の立米当たりの工事費を概算ですけれども、私なりに出してみたんですけれども、10万4,000円ほど、立米、かかっておるという試算ですけれども、やっぱり10万円前後かかっておると。それで、インターネット等で調べたんですけれども、何キロぐらいのところへ運んで、実際、処理費というのが大体いくら高くても、コンクリートだとかガラや何かの処理料は立米2万円ほどと、立米換算でやってみたんですけれども、大体30立米ぐらい。トラックで10トン車で5台ぐらいですか、それやってみたんですけれども、それやってみても倍の経費をかけたとしても、150万円ほどでおさまるんですけれども、そこら辺の単価の違いというのか、そこら辺を少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） まず、コンクリートガラにつきましては、現場でまず小さく小割りして、極力出ないようにして10トントラックで運ぶわけですけれども、ここは処分費にしては、40トン当たり単価2,200円ぐらいということで、コンクリートガラについては、ほとんど処分費が発生しない状況でございます。陶磁器につきましては、処分費だけじゃなくて、まず出てきたものを細かく分別します。トロンメルという機械で14日間ぐらい選別して処理、要は一括でそれを産廃に持っていきますと、かなり多額なお金がかかります。恐らく2,000万円を超えるような金額になったものですから、できるだけ小割りして、14日間かけてでも工期にも影響がないと、この工期は14日間ぐらいだったら縮小ができるという前提のもと、かなり細かく割って、その処理費のほうは130万円ぐらいかかっておりまして、処分費プラス130万円ぐらいの作業費というのがかかっておるものですから、お願いしたいと思います。

あと、資料につきましては、マニフェストが出ておりますので、ごらんいただけるかと思いません。

○議長（鈴木勝彦） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） わかりました。ありがとうございます。

そういったことだったら、人件費をかけたということだったらいたし方ないと思うんですけども、そこら辺のことをきちんと、柱状図や何かは恐らく設計時のときにお渡ししていると思うんですけども、今の現場のところへの柱状図があったかどうか、そこら辺のことはわかりませんが、一応、若干の多分、高浜はどこ掘っても恐らく瓦のガラ等が出てくるというふうを考えております。そこら辺、今後、注意をされてやっていただきたいということと、今後また建物の中で、校舎建設の中で、変更設計が出る可能性があるのか、そこら辺のことをお伺いしたいと思います。そのたびに割賦手数料というのか、そこら辺700万円もやるというのは無駄であるというふうを考えておりますので、そこら辺をお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 今後、変更契約が出てくるかということでございますけれども、まず1つ間違いなく出てくるというのが、今回の割賦手数料の積算というのは、提案時の利率で計算して、今とりあえず契約結んでおるんですけども、実際は支払いの平成31年2月28日の2営業日前の利率によって利率が確定するものですから、今は仮の数字といいますか、事業者が提案してきた数字で、実際は平成31年2月28日の2営業日前のレートを使ってやるものですから、これは間違いなく変更が発生します。そのほかにつきましても、物価のところが上がっていったという話もございますので、建築単価がやはり上がっているという状況もございますので、そういうことも見込まれるのかなとは思っております。

○議長（鈴木勝彦） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） ありがとうございます。

なるべくお金がかからないように、方法でひとつよろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） それでは、第48号についてお聞きします。

今回の条例改正ですが、当局はどのようにお考えになって、この条例改正についてお考えなのかお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） 国民健康保険税では受益と負担の関係で、被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮いたしまして、負担額に一定の上限を設けておるということで

ございます。今回の政令改正につきましては、課税限度額を引き上げることによりまして、高所得者にはより多くの御負担をいただくということになりますが、一方で軽減判定所得を引き上げることによりまして、低所得者、それと中間所得者層に配慮いたしました保険税の設定が可能であるというような改正内容となっております。

本市といたしましても、そういった狙いを盛り込んだ政令改正に基づきまして、条例改正のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

先ほど影響額については415万円ほどとお答えがありましたが、課税限度額、改正に伴う影響世帯数は幾つぐらいなのか教えていただきたいと思えます。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 影響する世帯数でございますが、111世帯ほどと見込んでおります。ただ、こちらの数字につきましては、先ほども御答弁したんですが、平成29年度の最新の賦課データのほうから推測いたしましたので、平成30年度の本算定の確定が今月の末となっております。数値には変動が伴うということを御承知おきいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 失礼いたしました。先ほども111世帯ということをお答えいただいたんですね。

次に国保税軽減所得の引き上げについて、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 国民健康保険の保険税の額につきましては、平等に被保険者またはその世帯に賦課されます応益割分と、所得などに応じて賦課される応能割分、この2つの合計となっております。そのうち応益割分について、同一世帯の被保険者の所得の合計額をもとに、原則といたしまして、7割、5割、2割の軽減措置が設けられています。今回はそのうち、5割と2割の軽減区分について改正を行うものでございます。改正後につきましては、同一世帯の被保険者の所得合計額が、被保険者数に27万5,000円を乗じたものに基礎控除額となります33万円を加えた額以下である場合に、5割軽減と判定されます。

また、被保険者数に50万円を乗じたものに基礎控除額の33万円を加えた額以下である場合に、2割軽減と判定されることとなります。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

これ3月議会のときに、世帯に賦課される応益割分のことを世帯割ってたしかおっしゃっていたような気がしますけれども、できれば文言は同じにしてほしいと思います。所得割も、応能割分じゃなくて所得割っておっしゃっていたような気がします。違いますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 申しわけありません。ちょっと3月の答弁内容、今、把握しておりませんので、確認してなるべく統一させていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） よろしくお願ひします。

では、軽減対象世帯の拡大に伴う世帯の影響を教えてくださいたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） こちらも平成29年度の最新の賦課データから推測いたしますと、軽減対象基準の拡大に伴いまして、対象となる世帯は2,517世帯から2,572世帯、55世帯ほど増加すると見込んでおります。内訳ですが、5割軽減の対象世帯は1,350世帯から1,392世帯へと42世帯ほど増加すると見込んでいます。また、2割軽減対象世帯は、1,167世帯から1,180世帯、13世帯ほど増加すると見込んでおります。また、影響額についてですが、2割軽減対象世帯から5割軽減対象世帯への移行に伴いまして、約84万円ほど、新たに2割軽減対象世帯への移行に伴いまして、66万円ほどになると推測しております。

なお、こちらにつきましても、平成30年度の本算定の確定が今月末となっております。数値には変動が伴うことを御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 議案の第49号と第50号についてお聞きします。

参考資料によると、この2つの議案とも厚生労働省の省令によるものだと思いますが、改正内容と、そして6月議会に上程された経緯について、もう少し詳しく教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） お答えをさせていただきます。

初めに、議案第49号の改正につきましては、今回、訪問介護、いわゆるホームヘルプを行う新たな担い手として、生活援助従事者が新設をされました。この生活援助従事者というのは、これまでの介護福祉士などの有資格者が担っていた訪問介護のうち、調理補助ですとか洗濯、掃除といった生活援助の分野を主に担っていただくこととなっております。一方で、定期巡回、随時対応や夜間対応といった入浴、排泄などの身体介護が中心で、専門性の高い分野については、これまでどおり介護福祉士などが担い、生活援助従事者を含めないため、改正を行うものでありま

す。

次に、議案第50号につきましては、これまで法人しか認められなかった看護小規模多機能型居宅介護の指定に新たに病床を持つ診療所を加えるものでございます。なお、今回の条例改正につきましては、厚生労働省令の公布が年度末であったことから、直近の定例会である本6月定例会に上程をさせていただいたものであります。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

議案第49号につきましては、介護の人材の裾野を広げて、担い手を確保するものだと理解しています。

第50号について、もう少し教えてください。

高浜市内で、指定を受けることのできる病床を持つ診療所というものはあるのでしょうか。

○介護保険・障がいG（野口恒夫） 市内で病床を持つ診療所は1カ所ございますが、法人であることから、希望すれば現時点でも指定を受けることができます。したがって、今回の改正は、将来、法人でない有床の診療所が高浜市内に新設され、指定を希望された場合に初めて対象となるものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

介護人材というのは、どこに限らず大きな不足が問題になっていると思いますので、新たな介護人材である生活援助従事者の養成についても、事業者と連携しながらやっていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） それでは、議案第52号、先ほどから質問出ているんですけども、議案の内容というのは以前から言っているように、問題が起こってその対応の仕方、これを補正もあわせて出してくるという理解ですけれども、以前から何度も言うように、同じような問題を起こさないように、今後どうしていくかということが知りたいんですけども。

例えば庁舎のところで、取り壊し始めてからアスベストが見つかって、追加の費用が必要だとか、中央公民館を掘り返したら湧き水が出てきて、その対応が必要だとか、何かよくわからないですけども、行き当たりばったりでやっているようにしか思えないんですけども。要はそのようなことが発生しないように、どういうことを対策されているかということを伺いたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま御指摘をいただきました。

市役所本庁舎の整備事業と中央公民館の解体工事を初め、これまで予見できなかったアスベストの問題が発生をいたしました。これにつきましては、そういった事例を教訓に庁内でも情報を共有するなど、建物の解体に伴って発生する、建物から出てくる廃棄物については、留意をいたしております。

その後、高浜小学校の整備事業と勤労青少年ホームの跡地活用で、地中埋設物が出てまいりました。これは土中のことで、先ほど学校経営グループリーダーが御答弁申し上げました中で、10カ所ボーリングをして、10ミリから20ミリの碎石がまじっていたけれども、事前の調査ではなかなか土中のことはわからなかったという御答弁を申し上げましたけれども、議員おっしゃるとおり、今後については、建物の埋設物だけではなくて、地中の埋設物や地下の水位等についても検討の範囲を広げていくなど、予見できない事態を従来にも増して、より慎重にあらゆることに踏み込んで検討していく必要性を考えております。

できる限りそういったことを材料にいたしまして、補正がありそうかどうか事前に検討して、不測の事態を減らしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

一応、やっていく方向ということなんですけれども、これ今まで見ていると、アスベストならアスベスト、地下水なら地下水、地中のわけのわからん瓦だとかコンクリだとかそういうもの、個別の事象の対応でしかないんですけれども、普通、民間の業者に聞くと同じようなことをやられているんで、どういうことをやられているかというのは調査してやられると思うんですけれども、要は自分たちだけで起こったことの対応をしているんだと次々起こってくるだけなんで、その辺のところはどういう形で進められるのか、ちょっとその辺のところも。

例えば民間の業者で、担当者のほうには喋ったんですけれども、自分の家建てようと思って更地にしたと。以前の基準だと問題にならなかったんですけれども、基礎を打とうと思って掘り返したら、処理せんといかん変なものが出てきたと。そうすると、追加で費用が発生しますと言われたと。家壊して建てようと思ってローン組んでやっているのに、追加の費用を払えと言われたら、これどうするんですか。やれないですよ。

だから、やっぱりそこまで慎重に見きわめるということをやっていただかないと、もうもぐらたたきやっているんじゃないんで。これ民間になるともうコストの意識が働くんで、そういうことを追加のコストが発生してくると、事業を継続するかどうかまで発展するじゃないですか。そういうことまで、きちんとどういうことをやられているかということ調査してほしいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 御指摘につきましては、もったもであると思っております。先ほど御答弁を申し上げましたが、地中埋設物については、事前のボーリングだけではわからないこともありますけれども、柱状図とかで瓦のガラとかが含まれているような場合は、それは記事欄の中に表記がございますので、今後はそうした記事も事前に材料にして、検討を進めてまいりたいと思います。どのようにそういったことを全体的に今後対応していくのかということでございますが、より一層、庁内での情報共有を徹底してまいりまして、従来にも増してより慎重な踏み込んだ検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 幸前議員の御指摘、ごもっともだと思っております。私どももこれまで舗装されていた場所をめぐってまでボーリング調査をやったかということ、そういうことまでは至っておりません。今後はやっていく必要があるだろうということではありますが、建物の中心の部分というのは、これはやっぱり壊してからでないとやれないということ、そういうこともありますので、全てが明らかになるかといったら無理ということはございますが、仮にその調査の中で地中埋設物があるということがわかれば、その費用を加算した上で議会の承認を受けたいと、かように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 第48号についてですが、先ほどの答弁で、40代の夫婦で子供2人、500万円だと66万4,000円になるというお話が出ましたが、これだけ国保で払うというところかなり厳しいと思うんですが、そういう点で課税限度額をこの時期に変えなければならなかった理由というのはあるのかどうか。やはり500万円の収入で66万4,000円払うということは、大変払われる方は難儀をされると思うんですが、そういうところで先ほど受益と負担と言われましたが、国民健康保険は社会保障の一環だと思うんですが、そういう点でもこれ高過ぎると思うんですが、その点での意見をお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 課税限度額の改正をこの時期にやらなければいけない理由ということなんですが、やはり地方税法の改正が3月31日にありましたので、速やかに市としても対応を進めてまいりたいと考えております。

なお、2月の時点の県のほうからの情報ですが、県内38市のうち30市が課税限度額の引き上げを行う予定であるという情報もいただいております。

また、国民健康保険税が高過ぎるのではないかとということもございますが、こちらも基本的に国あるいは県が示す保険料率に基づきまして、なるべく市民の皆様にご負担のないようにという形で進めてきております。過去に答弁をさせていただいておりますが、一般会計からの法定外の

繰り入れというのは、国あるいは県からも速やかになくすようにという指示も出ておりますので、高浜市としてはそういったものも除いた状態で保険料のほうを積算させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第46号から議案第52号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第52号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会に付託いたします。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款・項・目・節をお示しいただきますようお願いいたします。

15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 23ページの一般会計の総務費の総務管理費企画費の中の地方創生推進交付金事業のI o T児童見守りサービスについて、ちょっとお尋ねいたします。

これは、まず学校はこれ1校、モデル校とありますけれども、まずこれモデル校についてお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） I C T推進グループ。

○I C T推進G（山下浩二） 現時点では1校程度を想定しておりますが、選定に当たりましては、100名程度のモニターの関係から、大規模な小学校ですと、これうれしい悲鳴になってしまうかもしれないんですけれども、もし100名以上の応募があったときに選別をするのがなかなか心苦しいということで、なるべくそういうことがないような学校さんということで、想定をしてみたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 特に学校を選ぶ場合、例えば地理的だとか、またはお父さん、お母さんが働いているとか、そういったような感じの選定の基準というのをどうお考えでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） I C T推進グループ。

○I C T推進G（山下浩二） 先ほどちょっとお答えできなくて申しわけなかったんですが、当然そういった地理的な条件、あとは通学路の距離、こういったものから考えてまいりたいと考え

ております。

また、今回の内容においては、防犯・防災上の観点というところがございますので、この点を考慮したところで、学校さんのほうを選定してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

これ今、新規事業の表を見ますと、例えば目的地、学校なり自宅に到着すると、その通知があります。この通知というのは、音声か何かでこれは通知されるんですか。

○議長（鈴木勝彦） ICT推進グループ。

○ICT推進G（山下浩二） これはメールというか、プッシュ通信と申しまして、まさにこの今4ページ、主要新規事業の4ページに記載してございますように、スマートフォンの画面にこのような現在地が表示をされるという形になります。それに合わせて、到着するところ、御自宅と学校を想定しておりますが、その座標のところに到達した時点で、文字のデータでございますが、通知が来るような形になっています。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 最近、いろんな登下校においてやっぱりかなり不審者に会ったりとか、また最悪の場合に誘拐された場合がありますけれども、ちょうど一番やってほしいというのは、例えば今通学途中において、やっぱりその児童がトラブルに遭ったと。例えば不審者に今何かつけられておるみたいだと。こういった場合の機能というのは、例えば児童がちょっと今何か変な人につけられておるといふ何か発信ボタン、要するに異常を知らせるようなボタンというか、総じてこれはどうなんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） ICT推進グループ。

○ICT推進G（山下浩二） 今から実験をしていく段階で、そのような声を集めてまいりたいとも考えてございますが、今回の実験のポイントが、実はこのような種の端末というのは、既に市販されているものが多くございます。ただ、問題になっているのが、そういったサービスがフルサービスになっているのは、通信料がやっぱり高いということになります。今回の内容については、実際そのような機能をどこまで削ってやっていけるのか。

目標としているのは、現在の通信料の10分の1程度の通信料でこの端末が使えないかということにありますので、今、議員が御指摘いただいた点については、今回の内容には含まれておりませんが、実証実験に合わせて、今お配りしております防犯ブザーや何かの活用で対応させていただきたいと。その中で、仮にそういうような機能が欲しいということになると、今度はランニングコストの兼ね合いで、これが必要かどうか。そういったことも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 補正予算書の23ページ、市民活動支援費、市民予算枠事業140万円、これ使われていますけれども、3月に予算として6月に補正で、このタイミングでどうして出てくるのか。予算特別委員会って何だったのかということをもっと伺いたいですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 市民予算枠事業につきましてですが、こちらにつきましては、毎年9月に各まち協構成団体を集めまして、そのとき翌年度の予算申請についての留意点等を説明する会議を開催しまして、その後、1月末までに予算のほうをまとめて提出していただいております。そのものが当初予算というところで含まれてきております。

今回、補正予算として計上させていただいたものにつきましては、その後、市民予算枠事業交付金制度の要綱上、随時提案を受け付けることができとなっておりますので、その点、今回まち協として1件、あと市民団体から1件というところで、当初予算確定後、年度を超えて、今年度になってからそれぞれ1件ずつ相談がございましたので、受けるに当たっても、今、当初予算については必要最低限の予算額で計上させていただいておりますので、所要の金額を確保するために、申請を受け付けられるために、今回補正予算として計上させていただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 当初のときに、いろいろ財務の担当に今年度の経常収支だとか、予算そのままやったらどうなるということを確認させてもらっていますけれども、こういう形で出てきちゃうと、結果論でしか見られないんですよ。こういう仕事の仕方をされちゃうと、当初予算って本当に何、必要なのという話になっちゃうんですけれども、この辺は財務のリーダーもどう考えてみえるんですか。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 議員おっしゃるとおり、本来、予算は1会計年度間の歳入歳出を網羅して、当初予算に計上して、一括して年間を通じての予算の姿が明らかになるといったことが理想であるというふうに思っております。しかし、実際には年度途中において、経済情勢の変化、政策の変更、制度改正等の当初予算の段階で予期しない事情が生じて、予算の追加、その他の変更が必要とされる場合が出てくるといったことも実情でございます。また、地方の施策には、国の施策と密接な関係のものも多いのが実情でございます。したがって、予算編成を行う時点では、未確定な要素があるというのも事実であるというふうに思っております。

6月補正予算の要求に当たっては、財政当局としても真に必要なものであることを厳格に示していくというところでございます。こういったことを踏まえて、今回の補正予算編成に臨んでおりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 今回これについて質問させていただいたのは、これ国だとか県だとか、制度上の問題でも何でもないじゃないですか。市の制度の中でそういうふうにされるということは、要は当初予算は適当につくっておいて、後で補正で入れればいいやというふうに分かちやうんですよ。そういうやり方されているというふうに見えるんですよ。急に何か災害が起こって、対策する。この予算なんて予想しようがないから、それはしようがないと思いますよ。だけれども、これはやれる範囲の話じゃないですか。そういうものまで全部同じような調子でやるんですか。これは財務担当になりますよね。これはほかのところもあれだから。ちょっとその辺を確認させておきたいと思うんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今おっしゃられたことは、予算上の制度の話、それから運用の話、非常によくわかります。先ほど私どものリーダーのほうからお話をしたのは、市民予算枠事業というのは、今、制度的にそれを認めておりますので、先ほど言ったように、当初予算の編成の前にお聞きをして、その時点ではそういったお話はなかったものが、編成後に要望が出てきて、それを内容として事業の実情を考えると必要だろうということで、上げさせていただいたということで、確かに予算上でいけば、手挙げ方式で全て議会に上げてくるのかというような御指摘だとは思いますが、私どもも制度としてそれを今持っておる以上、その部分をきちんと一度内容を踏まえて、見直しをしながら、今回のように時期時期で手を挙げたら全て上げるよということじゃなくて、そこら辺は財政とも一度調整をしながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） くれぐれも必要不可欠だということをわかるように説明いただきたいと思います。このタイミングじゃないとどうしていけないのか。そういう性格のものじゃないんですか。いや、そうじゃなしに、これどんどん言ってきたやつ受けるというふうに分かれば、もう青天井でこちらもわからないんですよ。予算出ていないわけですよ。そこまでやっていないとは思いますが、そういうやり方、制度上の問題があるのであれば、それは見直していただきたいと思います。

続きまして、質問ですけれども、同じく23ページの社会福祉推進事業と介護保険システム電算管理事業、これシステムの修正で予算上がってきていますけれども、これ前から気になってしようがないんですけども、メーカーさんの言いなり、要は制度が変わってやっているのはわかりますよ。だけれども、昔、私こういう関係の仕事していたんで、コンピューターメーカーの1円入札というのが問題になったかと思います。入札のときに1円で入札しておいて、あとランニングコストで回収する。

要は、向こうさんは一度入ってしまえばということ、足元を見ているわけですね。だからランニングコスト、トータルコストでどうやって見るかということを見ていないと、これ何か変更があるたびに簡易にこれ外づけで変更になりそうなところって、つくる側の関係で考えると、そんな毎回やらされたらたまらないんで、外に放り出してデータで変えられるようにつくっておくんですよ。だからそういうことを自分が負担すると思ったら考えますけれども、お金もらえるとせばそんなつくり方しないですよ。

だからそういうところまでやっぱり検討いただかないと、これメーカーさんの言いなりに受けているようにしか思えないし、そういう目で本当に、端的にこれが安いからということで買うんじゃないくて、最後までこれ使うのであれば、どこでどういうところでコストかかるかぐらいはやっぱり考えていただかないと、制度が変わったから追加でこれだけ、でないとそのシステム使えません、もとを変えないといけません、そういう話というのも、ちょっとやっぱりいいかげん考えていただきたい。その辺どうなっているかということをお伺いしたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（野口恒夫） メーカーの言いなりではないかという御質問でございますが、どうしてもトータルコストを当然考えていくに当たりまして、法改正分というのはなかなかちょっとどんな規模でやられるのか、そういったものがちょっと見えてこないという事情がございます。今回の補正予算、計上するに当たりまして、業務内容や範囲を明らかにするとともに、見積もり金額に妥当性があるのか、そういったところをICT推進グループの職員も、専門的な意見もいただきながら、類似の契約を締結している他市の状況も情報収集しながら、見積もり業者と価格交渉を行って予算計上しておりますので、御理解のほうお願いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ぜひ先ほども言いましたけれども、自分たちで手に負えんと思ったら、外から情報を仕入れてください。もう私どももそうでしたけれども、汎用機からこれオープン系のシステムに変わってきたときに、自分たちの影響何もないんだけれども、ソフトのバージョンを維持できんから変えますと言われたら、そのコスト、ユーザーが全部負担するんですよ。それって自分たちでどうやってメリット出すかなんて言われたら、ないんですよ。

だからそういう影響を受けないように、自分たちでどういう形でやろうかということを一生涯懸命やるわけですよ。そうやってコストを発生させないように努力しているんですよ。そういう視点というのがやっぱり必要じゃないかと思うんで、中だけで言われたことに対してどう対応するんじゃないくて、トータルでどう見ているかということは、やっぱり外部の交流も必要じゃないかと思えますんで、そういうところをしっかりとやっていただきたいと思えます。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） では、質問させていただきます。

補正予算書及び説明書の21ページになります。19款4項4目になります。

下のほうですけれども、高浜市商工会等物件移転補償費返還金で、歳入見込みとして227万6,000円計上されております。

そこで、質問させていただきます。

高浜市商工会等物件移転補償費返還金について、返還に至った経緯について御説明をお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 今回、物件移転補償費の返還金を補正予算で計上させていただいております件について、御説明をさせていただきます。

高浜市商工会は、高浜市から商工会館からの移転を要請されたために、愛知県にいわゆる財産処分の申請を行い、愛知県から754万7,234円の補助金返還を条件に、商工会館の取り壊しの承認を受け、同額を愛知県に返納してございます。その補償金の返還額と同額を高浜市が補償してございます。一方、平成28年12月に愛知県が毎年実施をしております小規模事業経営指導事業費補助金指導検査の結果で、愛知県コンクリート製品協同組合西三河支部に1室を有償で貸し付けていたことについて、愛知県より過去分も含め、当該経緯について報告するよう通知を受けております。

商工会は、平成2年1月末より、商工会館の3階部分のうち同補助金により取得をしていた2部屋を愛知県知事の承認を得ることなく貸室として設定をしていたことに対し、愛知県は約1年後の平成30年、ことしの1月に、愛知県から貸室については処分制限財産の目的外使用、目的以外の使用に該当するため、処分申請を要するとの指導を受け、同月31日に貸室部分の処分申請を行い、同年3月5日に財産処分の承認を愛知県から受けております。その際に、有償での貸し付け設定をした部屋のうち、商工会館の3階部分の補助金を当てて取得した部分の部屋、共用部分については、平成2年1月末に処分申請したものと仮定をして、補助金返還金の計算を行っております。

あわせて今回、高浜市からの補償の対象としていた取り壊し部分の補助金返還金につきましても、再計算をしてございます。その結果、補償対象となる取り壊しに係る補助金返還額が527万930円となり、補償対象とする補助金返還額が減少したことから、既に商工会館の取り壊しに係る補助金返還金の補償として支払っていた754万7,234円と、再計算をされた527万930円の差額の227万6,304円の返還を求めたものとなります。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） では、その貸した部分の補助金の返還金はなぜ発生したのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 愛知県の指導検査の際に、商工会は補助金を当てて取得した部分の部屋を愛知県コンクリート製品協同組合西三河支部に貸していたことについて、補助対象の事業の推進のために貸していたというふうに説明をしております。それに対する愛知県の見解として、1年後に回答がございました。見解としては、補助金を当てて取得した部分を補助目的以外に使用する場合に当たるといふふうに見解が出まして、愛知県知事の承認が必要であるとの見解となりました。しかし、既に商工会館は取り壊されていることから、貸室設定をした平成2年1月末に申請したこととして、補助金返還の計算をしております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） では、補償費として754万7,234円を払っているわけですが、支出について問題はありませんか。

○議長（鈴木勝彦） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 愛知県は、取り壊しに係る財産処分の承認を平成28年7月22日に商工会に通知をしております。その際に、補助金返還754万7,234円の返納を取り壊しの承認の条件として付しております。貸室についての見解については、愛知県の指導検査の時点ではまだ明確に出ていなかったことから、7月22日に商工会館の取り壊しに対してなされた通知に基づく補助金の返納額、実際に商工会が愛知県に返納している返還額をもって、その時点で確定している補償額とし、見解が出ればそれに合わせて対応することとしておりました。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） では、なぜ商工会館の取り壊しに係る補助金返還額が750万円から520万円に下がったのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 商工会館3階部分の補助金の返還金の申請を平成2年1月末に行ったと仮定することとしたことで、高浜青年会議所及び高浜ライオンズクラブ、そもそも補助対象外の部分の部屋を貸していたことから、3階に補助金返還の対象となる箇所がなくなりました。そうすると、商工会館の貸室は平成2年1月末には補助金を返還した取り扱いとなることから、それ以降は補助金返還の対象にはなりません。

そのため、商工会館を取り壊す際には、3階部分には補助金を返還する部屋はないこととなるため、1階、2階部分の補助金返還金を再計算することとなりました。平成28年7月22日の取り壊しに係る愛知県の承認の際の返還金は、3階部分も含まれた補償費の額により算定されていたため、再計算との間に3階部分との差額が生じたのが、金額が減少した理由となります。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） わかりました。

しかし、750万円の補助金返還のときにも、3階には高浜青年会議所、高浜ライオンズクラブ

は入居していたと記憶していますが、750万円の返還金算定の際には、その面積は除外されているのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 補助金の返還金の計算は、経済産業省の基準に基づき算定をされています。そこには有償譲渡、本件で言う建物補償額と建物残存簿価、いわゆる補助対象経費から算定した青年会議所、ライオンズクラブの使用する部屋を除いた部分の施設の残存簿価とを比較し、高額なものを返納額とする旨がうたわれてございます。750万円の返納金算定の際には、高浜市から補償される建物の残存価格と補助金の対象経費から導き出された残存簿価とを比較しまして、補償費から算定した補助金返還額のほうが高額であったことから、そちらを返還額としております。補償費には3階の青年会議所、ライオンズクラブの面積も含まれてございますが、経産省の補助金返納額算定の基準に従って算定されたものでございますので、問題はないものと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） 最後になります。

御丁寧な回答をいろいろいただいておりますけれども、総合的に考えて、端的にまとめていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 高浜市としましては、補助金返還に対する補償を行う際には、その時点で決定されており、かつ、商工会が返還し、負担している返還額について補償いたしました。そして、その後愛知県からの商工会への指導により、補助金の対象となる商工会の取り壊しに係る補助金返還額に実際に変更が生じたため、補償すべき額も修正して、補償に当たらない部分についての返還を今回求めるものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 質疑の途中ですけれども、暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時04分休憩

---

午前11時14分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、引き続き議案第53号の質疑を続けます。

9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 補正予算書の22、23ページ、主要・新規の5ページですね。地域少子化対策重点推進交付金事業のこの内容について、改めてお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榎原雅彦） 地域少子化対策重点推進交付金事業の概要についてですが、こちら

は結婚希望者に対しまして、結婚したいという希望がかなえられるよう、出会いのきっかけづくりとして、結婚や子育てに対する不安解消のための講演だったり、コミュニケーション研修だったりという、研修と参加者同士の親睦を深めるような交流イベントを組み合わせたものを計3回程度実施を予定しております。また、研修参加者が研修後にも継続的に結婚相談を受けられるよう、高浜市婦人の会結婚相談部と連携し、フォローアップ体制を整えていくというような事業になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

研修を高浜市婦人の会と連携し、フォローアップも考えておられるということですが、やりっ放しにならないようにお願いいたします。また、最近、婚活のための情報誌などたくさん目にしますが、なぜ市がこの婚活事業を実施するのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 本事業は、高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向け、戦略プランにおいて、結婚につながる出会いを創出する取り組みとして実施を考えております。本市の総合戦略では、高浜市が将来にわたり自立し、持続していくために、「産み育てたいの実現」、「住みたい・住み続けたいの実現」を成果目標として掲げておりまして、「産み育てたいの実現」では、年間の出生数500人を指標として掲げております。しかしながら、平成27年から平成29年の出生数は、毎年450人程度と横ばい傾向であるため、目標の達成に向けて産み育てやすい環境の整備はもちろんですが、産み育てるまずその入り口となる結婚という部分について、市としても取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

少子化対策の根幹であり、必要性は理解しました。この事業の必要性の裏づけとして伺いますが、高浜市民の結婚や出生の状況は、現在どのような状況にあるかお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず、結婚や子育てに関する市民の意識についてお答えいたします。

平成27年5月に行ったものですが、市民意識調査、そのときに行った市民意識調査結果では、結婚に対する意識としまして、20代では24%の方が「既に結婚している」、67%の方が「いずれは結婚したい」と回答をしております、約9割の方が結婚しているもしくはしたいというような状況でございました。また、30代におきましても、74%の方が「既に結婚している」、19%の方が「いずれは結婚したい」と回答しており、こちらも約9割の方が結婚しているまたはしたいというような状況にありました。加えて、理想とする子供の人数という問いについては、「2人以上」と回答した方の割合が、20代で75%、30代では79%となっており、多くの方が結婚して2

人以上の子供を産み育てたいと考えているという状況にございました。

次に、実際の結婚や出生に関する状況でございますが、2017年の国勢調査結果によりますと、高浜市における15歳以上の有配偶者率は58.6%と、県内で4番目に低い数値となっております。しかしながら、全世帯に占める2人以上の子供がいる世帯の割合では、40.45%と県内で2番目に高い数字となっております。結婚されている方の割合は低いですが、世帯当たりの子供の人数は多いというような、今現状がございます。

以上のことから、結婚したい、2人以上の子供を持ちたいというようなニーズは非常に高く、実際的にも暮らしやすい、子育てしやすいなどさまざまな理由から、高浜市に暮らす結婚されている方につきましては、2人以上の子供を産み育てている世帯が多いというような現状を受けて、結婚したいんだけどなかなか出会うきっかけがないといった方に向け、まずはそうした場の創出をしていきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

最後にもう一点、本事業は今回の事業でこれを計画されて、今後も市で継続していく、実施していくということを考えてみえるかどうかお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今年度の実施結果のほうをしっかりと検証しまして、先ほども連携するとお話をさせていただきましたが、高浜市婦人の会結婚相談部と協議をさせていただき、次年度以降の実施の可否や実施主体などについても、検討していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） まず、25ページですが、真ん中あたりに衛生費の医療対策推進費の関係で、地域医療振興事業、土地借地料が30万8,000円計上されていますが、これはどこの土地のことなのかお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） こちらの土地は、病院建設のために医療法人豊田会へ有償また無償で貸与しております土地の賃借料につきまして、土地の評価替え等に伴いまして、上昇した部分を予算計上させていただいておるものです。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうすると、土地の面積が変わったのではなくて、評価替えの関係で上がっているということではないのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 評価替えに伴う上昇分と、実際に貸付面積も医療法人豊田会が現地のほうでこれだけぜひ貸していただきたいということで、協議の上、面積のほうも実は50平米ほど増加をしておりますので、その増加分も入っております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。

先ほどの21ページの高浜市商工会等物件移転補償費返還金の話ですが、ちょっとよくわからなかったんですが、商工会が県に早く言うと700万円返したと。その後で、1年後の見解で500万円になったんで、200万円戻ってきたというような……

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○12番（内藤とし子） じゃないのね。ちょっとそのあたり、いろんな説明があったもので、もう一度説明をしてください。

○議長（鈴木勝彦） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 当初、商工会館の取り壊しに対して、処分申請を商工会が行いまして、約750万円ほどの返還金を県に納付しております。その後、1年後に3階部分の賃貸しの部分につきまして、そちらは目的外使用に該当するということで、申請が必要ですよということで申請を行って、追加で補助金の返還額が発生してございます。それに伴い、取り壊しに係る補助金返還額のほうも同時に再計算をいたしまして、それで750万円から527万円に減額をされている。賃貸ししている3階部分を除いた金額で再計算をすることによって、取り壊し部分に係る返還額が527万円に減額したことにより、補助金の返還は商工会が県に行っているんですけども、それに対して高浜市が補償をすべき補償額としては、750万円から取り壊し部分の527万円に減額をしたので、その減額した部分は補償に当たらないので返してくださいというのが今回の補正の趣旨でございます。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 高浜市が商工会、その3団体に貸していたという関係で、固定資産税を払っていただいたと思うんですが、それは幾らぐらいなんですか。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） 昨年度で、おおむね50万円程度というふうでお納めいただきました。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） 25ページの家庭支援費の中で、対象者の増ということで説明を受けたんですけども、何人から何人ほど対象者がふえたのか、そこら辺をよろしくお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（野口恒夫） 母子生活支援施設入所措置費の関係でございますが、当初、1世帯2人分で計上をさせていただきましたが、これが2世帯7人分というふうに変更をさせていただきました。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第53号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 議案第54号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、議案第54号 財産の無償貸付について、御説明申し上げます。

本案は、勤労青少年ホーム跡地活用事業の実施に当たり、スポーツ施設等の整備及び供用開始準備用地として高浜市論地町五丁目地内の土地8,728.57平方メートルを株式会社コパンへ無償貸し付けするものでございます。貸付期間は平成30年7月1日から平成31年3月31日までの9カ月間といたしております。

なお、施設の供用開始後につきましては、本年3月20日に締結した事業契約書に基づき、有償借地を予定いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 整備期間中と供用開始準備期間中は無償貸し付けということだと思いますが、その無償貸し付けする理由をお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 無償貸し付けの理由ということでございますけれども、この勤労青少年ホーム跡地活用事業は、市有地を使って事業者が独立採算でスポーツ拠点施設を整備、運営するものでございます。ただ、単に事業者の利益のためのものではなく、学校プール機能ですとか、南テニスコートに準じた利用ができるなど、公共性、公益性といった点も備えております。跡地活用の提案を求めるに当たりまして、昨年7月24日に募集要項を公表しておりますけれども、その募集要項の中で借地料につきましては、供用開始から徴収するといったような形で

募集をかけておりました、利益を生まない整備期間中ということは無償にすることによりまして、事業者の参入を促す、そういう観点がございました。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

答弁にありましたように、提案の中に募集のときに整備期間中は無償ということがあるというなら、そのとおりに履行すべきだと思います。

それでは、もう一つ。供用開始後、有償の貸し付けとなるとと思いますが、年間の貸付料というのを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 年間の貸付料ということでございますけれども、契約書の中で年額720万円というふうで定めております。ただ、募集要項の中で固定資産税課税標準相当額の4%以上の提案を求めるというふうにしておりましたので、仮にこの720万円が当該年の固定資産税、課税標準相当額の4%を下回るようなことがあれば、4%を上回る金額となるように数字を切り上げた形での貸付料としていくということで、そういったことも契約書の中に定めております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

あと、もともとこの事業を行うに当たって、財政負担の軽減というものがあったと思います。施設の運営費や維持管理費、更新費というものが削減できる。また、土地の貸し付けにおいて収入が得られるというものがあったと思いますが、当初、想定を余りしていなかった地中埋設物等の撤去費や処分費がかかってくるようになったと思います。それでもまだ財政効果というものが見込めるのかお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 長い目で見てみますと、勤労青少年ホームは築42年でございます。南テニスコートが築36年でございまして、いずれ解体の時期を迎えてまいります。そのときには解体に伴いまして、掘削される地中埋設物の撤去費でありますとか処分費が発生いたします。そこに市の施設を建設しようとするれば、同様に地中埋設物の撤去費や処分費が発生いたします。さらに売却をしようとするれば、全ての地中埋設物の撤去費及び処分費が発生をしてまいります。地中埋設物に関しましては、土地の所有者である以上、対処しなければならない問題でございます。

今回、跡地活用事業に位置づけましたのは、公共施設は建設費もさることながら、維持管理、運営にかかわるコストこそ大きく、施設があり続ける限りそれが固定化して、財政の弾力性を奪い続けることになる、こういったことから、できるだけ施設を持たない身軽な自治体になっていくという考え方に基づいております。

仮に市の公共施設を持っていますが、これは収益は生まずに、ただいま申し上げましたようなコストのみがふえるのみでございますが、貸し付けを行えば、地代のほか毎年の固定資産税が期待できます。そうしたことから、土地の貸付料については年間720万円で30年間貸し付けるということでありますので、2億1,600万円。さらに固定資産税として毎年のものが期待できますので、そういったことからある程度の効果を見込んでいるところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

財産負担の軽減ということは、そういうことだと思いますし、あとほかにも先生たちの負担軽減や子供たちの泳力の向上というものも目的にあったと思いますので、そちらのことも勘案しつつ、継続してやっていってほしいと思います。

もう一点、あと。契約期間がたしか30年だったと思いますが、その後はどのように考えていますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 供用開始後の契約期間ということで、それが30年ということでございますけれども、事業契約書の中に、期間満了時の2年前から1年前までの間に、事業用定期借地権設定契約の延長について協議することができるという規定を設けております。ですので、お互いに異存がなければ、期限の上限である50年まで延長するという、そういう選択肢もあると考えております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

ほかに質疑もないようですので……

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、1点御質問させていただきます。

議案第54号については、青少年ホーム跡地活用事業の協定書で定めてありますように、土地に瑕疵がある場合は高浜市が廃棄物の処分金額を負担することになると思いますが、廃棄物の処分金額が不明の段階で財産の貸し付けを行うのではなく、処分金額が確定してから行うべきではないでしょうか。お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 処分金額が確定してからということでございますけれども、私どもとしては平成31年4月1日供用開始、そこに極力影響がないように事業を進めていきたい、そういった考えから、今回議案のほうを上程させていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今言われたことはわかりますけれども、実際にあと補正予算のほうで690万円余の補正が出てきますけれども、その金額以外に、例えば今申し上げましたように、協定書

にいわゆる土地に瑕疵がある場合は、市のほうがその処分費を持たなければいけないと、そういう協定書があるわけですね。そうしていきますと、今話が出ていました先ほどの質問の中にもありましたけれども、どこまでの金額が出るかわからないのに、そのところに踏み込んでいってしまうのいいのか。例えば単純に言って、どれだけ処分費がかかる、それがわかっていないと、その事業を今後このまま継続してやっていくかどうかというのが、ちょっと僕は不安になりますので、その辺のところをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 先ほど幸前議員から今後のところのことをお聞きいただきました。私、今後のところは事前の調査を今よりももっと厚くしてやっておく必要があるだろうということは思っております。ただ、今回は市の土地をそのまま市が所有しながら使っていくということで、ここまで動いてきた事業でありますので、このことで今事業をとめるという考えはございません。今、私どもが考えているのは、その処分費についていかに安価にできる方法があるか、これしかないというふうに思っておりますので、この事業の進捗についてはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 言われることはわかります。ただ、今の話じゃないですけども、この時期に出さなくても、例えば処分金額がわかったときに、どっちにしたって補正予算を組まないかんわけですね。そのときにそれと抱き合わせで、この条例案を出していただいても問題はないんじゃないんですかということを行っているわけです。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 実は7月1日以降に、コパンさんとしては準備工等が進むということがあります。実際に掘り出すのは9月からというふうにはお聞きはしておりますが、そういうようなことで今月中のところ、今回のところで6月定例会で無償貸し付けについては御議決をいただいて、進めさせていただきたい。先ほど申し上げた処分費については、今、鋭意努力をしておりますので、しかるべき時期に、できるだけ早い時期に上程をしまいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） すみません、くどいようですけども、その金額が決まらない場合に、この貸し付けを決めちゃうという、いわゆる協定書の関係で金額が、処分費が幾らかかろうが、その部分は負担せないかんようにはならないんですか。その部分が保障できればいいです。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 先ほど申し上げたように、市が土地をそのまま所有いたしますので、今回の土地利用について支障がない範囲まで改善をすればいいという認識でございます。なので、

少しでも安価になるように、今努力をしているところでありますので、御理解をいただきたいと思いをします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） すみません、僕も余り頭がよくないもので、今言われた理屈からいっていくと、数字が決まる前にとりあえず無償貸し付けだけはしたいと。そういうことですね。それから、私が言っているのは、その金額が決まらない前に無償貸し付けをしてしまうと、協定書の関係で瑕疵があった場合は市が負担する。その数字をきちっと出してくださいよ。その数字が出てからこの条例案を出しても、支障はないんじゃないですか。その辺のところはちょっと理解できませんので。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 冒頭、申し上げましたとおり、この事業を途中でとめるという考えはございません。今後については、跡地利用の中でこういうことが起こった場合に、その時点で立ちどまってほかの代替地があるのかどうかという、そういう議論が要ると思いますが、もうこの青少年ホーム跡地活用事業については、ここまで進んできて今やっている事業であります。期間のところも後ろも決まっておりますので、今回のところは進めさせていただく中で、処分費についてはできるだけ安価になるように今努力をしております。そういうことを申し上げておるわけです。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） どうも理解できないんですけども、実際にこの無償貸し付けの議案を出すのはいいけれども、それをそれじゃもしも先ほど言ったみたいにこの事業はとめることはないという市の言い方なんですけれども、それが例えば金額がはっきりわかりませんが、5億円だとか10億円だとかそういったような処分費がかかっても、それを進めていってしまうのか、その辺のところは心配ですので、数字が出てから、僕はこの条例案を可決したほうがいいんじゃないのかということ、僕の考え方なんです。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 御心配のところはわかりました。私どももそんな大きな費用をかけなくて済むように、今精いっぱいやっておりますので、御理解をいただきたいと思いをします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） すみません、最後だけ確認させてください。

あくまでも契約を締結するのは、例えば7月1日からいわゆる無償貸し付けをしていきたい、そういう考え方だと思いますけれども、それじゃそれがどの程度まで、例えば7月1日までに数字を出していただければいいですよ。処分費を。その処分費がいつごろ出るんですか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今、いろいろ愛知県等も含めて協議をしております。とんとん拍子でいけば、今定例会中に一度全員協議会は挟んでいただこうと思っておりますが、その可能性はございますが、進捗によっては7月のかなり早い時点のところはずれ込んで、臨時議会をお願いする可能性もあります。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それじゃ、もしも臨時議会を開くようでしたら、その臨時議会のときにこの条例案も一緒に出すということはまずいんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） ちょっと詳しい日にはあれですが、7月2日に地鎮祭をスタートしたいというコパンさん側の意向があります。それに合わせた形で、7月1日、前日にはその辺の準備もあるだろうからということでの期間設定でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 第54号の話なんですけれども、今6番議員が散々ばらいろいろとじゃない、同じ質問ばかりをされたわけなんですけれども、少し同じ話をしますけれども、わかりやすくさせていただきます。要は、無償貸し付けをここで我々議会が認めるということによって、例えば地中埋設物をどこまででもきれいにしろということの条件が突きつけられてしまうんじゃないかということが多分言われていると思うんですよ。多分、議員さんは。

ただ、それは私からするとナンセンスな話であって、要はコパンさんともう既に協定書を結ばれて、ともに今から30年、もしくは先ほどの話だと50年という長きにわたってパートナーシップを持ってやっていくんだという話の中で、副市長が少しでも今回の場面ではお金のかからないような処理の仕方を考えていくんだということは、これはコパンさんも御承知の上でやっていかれると。なおかつそれを含めて、副市長が答弁されているという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） おっしゃるとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、公共施設あり方検討特別委員会に付託いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 議案第55号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第55号 平成30年度一般会計補正予算（第2回）について、御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ691万5,000円を追加し、補正後の予算総額を166億8,739万円といたすものであります。

8ページをお願いします。

地方債補正は、勤労青少年ホーム解体事業及び南テニスコート撤去事業の事業費の増加に伴い、それぞれ限度額を変更いたすものであります。

20ページをお願いします。歳入について申し上げます。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金91万5,000円を増額いたすものであります。

20款1項4目教育債は、勤労青少年ホーム解体事業及び南テニスコート撤去事業の事業費の増加に伴い、勤労青少年ホーム解体事業については200万円、南テニスコート撤去事業については400万円、それぞれ事業債に増額いたすものであります。

22ページをお願いします。歳出について申し上げます。

10款5項4目青少年育成・活動支援費及び6項2目生涯スポーツ費は、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事において、地中埋設物の撤去費用として勤労青少年ホーム解体事業については247万9,000円を、南テニスコート撤去事業については443万6,000円を、それぞれ増額いたすものであります。

説明は以上のとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款・項・目・節をお示しいただくようお願いいたします。

9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 補正予算書の22、23ページ、勤労青少年ホーム解体工事、南テニスコート撤去工事についてお伺いします。

地中埋設物の発見から今回の補正予算案の上程に至るまでの、どのように跡地活用事業者であるコパンと協議を進めてきたのか、また検討の経緯についてお伺いします。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） どのように跡地活用事業者と協議を進めてきたのか、検討の経緯についてということで、少し長くなりますが、答弁させていただきます。

まず、4月17日に解体業者のほうから、地中埋設物を発見したという報告を受けまして、現場の状況を確認いたしました。そうしましたところ、主にレンガや瓦が全体的に混入しているという状況、また、そのほかにも例えば廃プラスチックですとか、くいの残骸ですとか、さまざまな埋設物を確認いたしました。

これを受けまして、直ちに状況を跡地活用事業者であるコパンへ連絡いたしまして、設計会社、建設会社も交えて現場を一緒に確認いたしました。現場を見まして、発見した埋設物というものは、これは処分が必要であるということ、それから整備するスポーツ拠点施設の規模からすると、掘削する土の量が多いということになりますので、仮にその掘削した土にほとんど入っているというような状況でございますと、埋設物の処分量も多量になる、そういうことが考えられたことから、跡地活用にどのような影響があるのか、それから跡地活用の整備工事スケジュールですとか、埋設物の処分スケジュール、工事方法、仮設計画など、そういったことについて大至急の検討をお願いいたしました。

そして、5月の中旬にコパンのほうから、工事概要等々の案のほうが示されました。そのときに、市とコパンの間で3つの方針ということを確認いたしました。

1つ目は、先ほども申し上げましたが、供用開始時期は平成31年4月1日ということで、これに極力影響のないように対応をしていくということでございます。もともとの整備工事も7月から着工し、来年の2月に竣工、そして3月に準備を行いまして、4月1日供用開始というスケジュールを描いておったわけなんですけれども、仮に着工がおくれるということになりますと、既に工事のほうをいろいろ計画されている中で、おくれると資材の値上がり、あるいは機材が必要な時期に確保できなくなる、そういったおそれがございます。それから、コパンにとってはオープンがおくれれば、会員募集ですとか雇用、人材配置など、経営戦略の見直しが迫られる、そういったことがございます。それから、市にとっては学校水泳指導への影響というものが出てまいります。

それから、2点目としましては、埋設物の撤去、処分は原則として土地の所有者である市が行うということです。一般的に土地の売買や貸し借りにおいて、地中埋設物が常識的な量であれば、買う側が取り扱うということもありますけれども、あとそれ以外に契約条件で買った人、借りた人が処分することになっていて、値引きされているですとか、そういったことがあれば別ですが、常識を超える量で建設に支障が出る量が見込まれるという場合には、一般的に土地の所有者が撤去、処分して引き渡すか、あるいは買った人、借りた人が撤去、処分を行うかわりに、その分の費用の相当額を払うといったような対応が通例でございます。3月20日に締結しました事業契約書の中でも、市はコパンが事業を実施するために、事業用地を使用できる状態にするというふう

になっておりまして、整備工事ができる状態で引き渡すこととなっております。

それから、3点目としましては、スケジュール面やコストの面を考慮しまして、お互いに協力し合いながら対処していくということでございます。

今申し上げたように、一般的には予想を超える量の埋設物が発見された場合は、市のほうがやるということなんですけれども、今後、跡地活用事業者のほうで建物整備をしていかれるわけなんですけれども、その場合の掘削については、跡地活用事業者の整備工事の中で行い、処分費だけを市が負担するというような形で考えております。ここの地盤については、水位が高く、くい工事、基礎工事をするに当たっては、水を出しながら、パイルも打ちながらという作業になるということで、仮に市がもしこういう作業を行って土地を引き渡すということになれば、コストも時間もかかるということから、こういった対応のほうを考えております。

ただし、どの程度の深さまで混入しているかどうかというところは、掘ってみないとわからないという部分もございます。ですので、建物整備に当たって必要以上に掘り起こすことがないように、掘り起こしてしまうと処分をしなければならないということがございます。また、下のほうがもし仮に混入物がなく、土だけであるということである可能性もございますので、そういった状況を注視しながら、市の職員のほうも掘削のときには立ち会いながら、慎重に、また工夫しながら掘削を進めていただく、そういったこともお願いしてございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

ただいま検討の経緯や対応についてお聞かせいただきました。

それでは、地中埋設物の撤去について、今回の補正予算で行う具体的な作業内容についてお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 埋設物がなければ、今回のような工事というのは不要だったということでございますけれども、何度も申し上げますように、土地全体に埋設物がかなり含まれているということで、跡地活用事業者に土地を貸し付け、整備ができるようにするために、6月末までに跡地活用事業の支障になる範囲について撤去作業を行うというものでございます。

本日が6月15日ということですので、残りの時間が約2週間となります。この工事費の増額について御可決いただけましたら、資料の4ページの下のほうに、少し見づらいかもしれませんが、跡地活用の予定図というものをつけてございます。まずは右上の部分、工事車両が主に出入りし、駐車場として今後使う予定の部分、ここの部分についての埋設物のすき取りということで、少し地盤が高くなっておりますので、地盤を合わせるというような意味合いも含めて、埋設物のすき取りを行ってまいります。

それから、下のほうのテニスコートの整備箇所でございますけれども、ここについては、基本

的には地盤面から少し出ております埋設物について、機械で薄くすき取る程度、ただしレンガなど大きなものも転がっているような状態でございますので、そういったものについては、一部手作業で撤去するというので、最初、上のすき取りを行っていくという予定をしております。実はこの部分について、当初コパンのほうからは、埋設物を発見した時点でほぼ設計もでき上がっていたというような状況だったことから、できれば55センチほど掘削してほしいというような要望もございましたが、そうしますと埋設物の量がかなり多くなってしまいうということで、何とか整備の工夫をお願いできないか、そういうことで協議に協議を重ねまして、今申し上げたような最小限のすき取りにするということで考えております。

それから、次に、青少年ホームの基礎撤去作業中に発掘した埋設物ということでございますが、この図面でいきますと、右上のほうに黒い部分で斜めになった建物がございます。これが青少年ホームがあった場所になりますけれども、現在は基礎を撤去した後へ仮置きをしているというような状況でございます。この部分は基礎撤去の中で見つけた部分になりますので、処分が必要ということになるんですが、今後の跡地活用事業者の建物整備と面積が重なる部分がございますので、その重なる部分については、後の工程に委ねることとしまして、重ならない部分について掘り起こしを行い、その分土がなくなりますので、土の埋戻しを行うというようなことを考えております。

こうした撤去ですとか、土の埋戻しに係る時間としては、大体1週間程度というふうに考えております。その後、一部もう外してある部分もございますけれども、仮囲いを外して、もともとの契約に含まれております樹木の撤去、それから外構の撤去ということが一部残っておりますので、そうした作業を行うのに4日程度要するというような見込みでございます。

○議長（鈴木勝彦） ここで皆さんにお諮りいたします。

このまま議案第55号の質疑を続けますと、正午を超えることとなりますが、引き続き質疑を続けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

では、9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

瓦やレンガを初め、多種多様な廃棄物が含まれているとのことですが、青少年ホームが建設、先ほどちょっと副市長のほうから築42年ということがあったわけですがけれども、その建設される以前はどのような状況だったかお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 土壌汚染の対策法に基づきまして、形質変更を行う3,000平米以上の土地については、土地の履歴調査が必要ということでございましたので、登記簿や過去の

航空写真などで調査を行いました。明治以降、田んぼあるいは雑種地という状況でございました。登記簿によれば、開発の記録というものはないこと、それから昭和34年以降の航空写真を見ておりましたが、青少年ホーム以外の建物というものはない。また、特定有害物質等の取扱事業所もないということで、県のほうには報告をいたしました。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今、説明があったんですけれども、埋設物は事前に予見できなかったかどうかお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 埋設物は事前に予見できなかったのかということでございますが、青少年ホームを建設した際の昭和49年のボーリング調査のデータでは、表土の上部に瓦、レンガが混入という記述はございました。ただ、この調査のデータは調査したその地点においての情報ということで、敷地の全容とは限らないということでございます。現に跡地活用事業者がことしの3月末にボーリング調査を行っておりまして、その調査結果のほうを拝見させていただきましたけれども、2カ所調査しておりますが、そのうちの1カ所には瓦が混入といったような記述はございませんでした。

どうしても調査をするとなりますと費用もかかるということと、あと先ほどから何回もお話している中で、仮に調査をしたとしても、その地点の情報ということはわかりますが、ただ全容のところというのは、やっぱり掘ってみないとわからないということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

当然、掘削量も減らすという工夫はされると思うんですけれども、減らすのもそうなんですけれども、盛土をするというような方法もあると思うんですが、その場合どのような、何か支障があるんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 盛土をするということも、今回の件を受けて協議をさせていただきましたが、確かに盛土をすれば掘削量は減るということなんですけれども、やはりその盛る高さにも限界がございます。周辺環境とのバランスといったようなこともございます。仮に盛ったとしても、ある程度の埋設物を処分しなければならない、建設に支障が出る範囲については処分しなければならないということには変わりはないということでございます。

また、盛土しますと、くいや基礎の計算など設計をやり直さなければいけないという部分も出てきます。建築確認の申請の提出だとか、着工、供用開始、いろんなことが全ておくれていくということ、それから設計のやり直しに当たっては費用もかかりますので、土地の瑕疵によってそ

ういったことが起こるとなりますと、場合によってはその損失が市に求められてくるということもございます。

それから、着工がおくれて資材の高騰、あるいは必要な時期に機材が確保できない、そういったリスクもありますので、その損失も求められる可能性もないとは言えない。それから、供用開始についても、契約書の中で31年4月1日ということの規定してございますので、おくれの程度によりますけれども、もし契約書に違うような状況になれば、同じようにやはり損失を求められるリスクというのがございます。

それから、盛土をしたとして、しっかり転圧をしたとしても、今回、プールの整備ということでございますので、土が安定するにも時間がかかるということで、より慎重にする必要があるということで、そういったことから今回、盛土をするという、そういう選択肢のほうは、結果としては選択をいたしませんでした。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

地中埋設物に関しては、土地の所有者である以上、対処しなければならない問題ではあります。青少年ホームを取り壊せば、必ず処分が必要となるものであります。今回、跡地活用事業で建物整備工事を進める作業が控えているので、建物整備箇所と重ならない部分について撤去作業を行うということですが、青少年ホーム建物跡から掘削される埋設物の量はどの程度かお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 跡地活用がなくても、青少年ホームだけを仮に取り壊した場合の見込みの量ということで、お答えをさせていただきますけれども、試算としましては、約500立米ぐらいというふうで見込んでおります。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

埋設物の処分費は現在検討中ということではありますが、別途補正予算を計上されるということですが、参考までに現段階での撤去量、掘削量の見込み総量がわかればお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 解体撤去工事で撤去する量、それから跡地活用の整備工事の中で出てくる量、そちらを合わせまして、今の見込みということでございますけれども、約4,800立米ぐらいを見込んでおります。先ほど青少年ホームだけを仮に壊すとしても、500立米ということですので、全体の1割ぐらいが青少年ホームの量ということで御理解いただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

いろいろ埋設物については言ったんですけれども、あと今まで撤去とかいろんなのに絡んで、アスベストとか地下水、PCBとか、そういうようなものが工事を進めて発覚することがあると思います。今回の件を教訓として、今後どのように生かしていくかお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 先ほどから御答弁申し上げている点と重複いたしますが、公共用地の跡地活用というのは、今後も進めていかなければならない大きな課題であると認識をいたしております。

そこで、今回の件の教訓といたしましては、跡地活用予定地には事前に相応の予算はかかりませんが、ボーリング調査を数カ所やると。その調査結果により、埋設物があるということであれば、試掘をする必要がある場合も考えられるというふうに考えております。結果的に掘ってみなければわからない部分というのは残りますが、一定の処分量を見込んだ上で議会のほうにお諮りをしていくということが必要であるというふうに考えております。今のところ行政が新たに施設をつくるという計画はございませんが、例えば学校の建てかえ等の予定地に埋設物が事前調査によりわかれば、その土地活用が最善かどうか、他の候補地の可能性も検討する必要があるんだろうと考えております。

今回のように土地をそのまま市が所有する場合については、土地の利用目的に支障がなくなる範囲で処分を行うということになりますが、仮に売却をするということであれば、一定の深さで土壌を入れかえるという必要が生じる場合もございます。土地の売却益が土壌改良費によって相殺される、あるいは処分費のほうを上回るというようなことも当然あり得ると考えております。その後に入る固定資産税等を考慮しつつ、市民の利益を総合的に考えて、判断する必要があるものと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） まず、先ほどから副市長の言われていることがよく理解できただけけれども、まず、土質柱状図は2カ所あるんですけれども、それによりますと、上から40センチから70センチは瓦だとかそういったあれが入っておるふうになっております。それに対して、当初の設計でなぜ見ていないのか。仮に見ておったにしても、わずか6立米ですか。平米数で書いてあるんですけれども、実際は多分6立米だと思います。それと土質換算にしてもわずかな、面積で言うと今の建物以下なんですけれども、今後、要するに予定される面積を考えると、仮に私ちょっと小学校と、ここ変更の金額のあれを、金額だけで出してみたんですけれども、小学校の単価とこの単価と11倍ほど差があるんですけれども、同じガラで。それはどういった、何かあれがあるん

ですか、見込みが。まずそこから。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 先ほど高浜小学校等整備事業で申しあげました金額については、これは地中から出てきたものをなるべく手とかを使って細かく分けたものの処分費であるという回答であったと思います。今回、予算に計上させていただきましたのは、駐車場の入り口部分をすき取る費用と撤去費、あとテニスコートの部分を薄くでありますけれども、すき取る撤去費を計上させていただいておりますので、予算の内容が違うということで御理解いただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） いや、設計書には入っていますよ。アスファルト撤去と、それから……最初から入っておる部分以外にあれですか。撤去したんですか。そこら辺ちょっとおかしいと思いますけれども。

この前の説明では、910平米の40センチ掘削したと。その撤去費と。それから、テニスコート4面、その部分を何か手作業でやった撤去費ということで、面積が言われなかったんですけども、大体2,000平米ぐらいだと思んですけども、それに関しては済んでおると思んですけども、これで。それが、要するにまた新しく出てくるというのは、どういった先ほどの無償借地ですか、借地契約のときに言われたんですけども、こちらが余り聞きもせん何か2億円という数字が出てきておるんですけども、720万円の30年間で2億円だと。本来の撤去費はそれぐらいかかるんじゃないですか。

これ絶対、単価的に話というのか、これ割が合わんですけれども、どれだけのトン数をやっておるのか、極端な言い方をすれば10分の1ですよ、処理費は。同じガラや何かでも。それで、13日の日に一応現場を確認しましたら、ある程度埋め戻して、最終的なちょっとしたヒューム管みたいな電柱の柱だとか、ちょっとしたガラが入り口と途中というのか、河川敷にあった。その撤去費かなと。それだったらわかるんですけども、建物を取り壊したときにわかっておるはずだと思うんです。どれだけの量が出てきて。それをなぜ隠しながら、今回のあれで、この部分だけで終わらせるのか、そこら辺のことをきちんと説明していただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、先ほど高浜小学校等整備事業のものは、これは議案説明会で御説明をしたときの資料によりますと、地中埋設物、陶磁器、くず、コンクリートガラが出現し、速やかに処分する必要があるということで、その処分ということで御説明をしておりますので、それは産業廃棄物としての処分も含めた費用であったというふうで認識をしております。もし私の答弁に誤りがあれば、所管のグループから訂正がされるものと考えております。

次に、今回の補正予算の内容でございますが、これは主要新規の3ページ、4ページのところで、過日、13日の議案説明会で御説明をいたしておりますけれども、駐車場として整備する勤労

青少年ホームの跡地の入り口部分の面積950平方メートルについて、深さ40センチ程度で埋設物がありますので、そのすき取りを行うと。また、テニスコートの整備箇所については、地表に出てくる埋設物を薄くすき取り、レンガなど大きなものの一部は手作業で撤去するなど、最小限のすき取りを行いますということで御説明いたしておりますので、今回の補正予算の内容はあくまでもすき取りに係る撤去費であって、処分費は含まれておりません。

それと、なぜ量を隠しているのかということの御指摘でございますけれども、先ほど文化スポーツグループリーダーが、全てを掘削したときに出てくるであろう掘削量について、約5,000立米弱と申し上げたと思います。勤労青少年ホームの下部から出てくるものが、5,000立米と500立米。ですので、最大見込まれる掘削量については、これはお答えをしております。ただ、その中でどれぐらいの処分がかかるか、それは掘削してみないとわからないので、その部分にはお答えを差し控えていただいているところであります。

○議長（鈴木勝彦） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） ということは、テニスコート部分と現在のホームが建っている以下の地質に関しては、全て撤去しておるという考え方でよろしいですね。まだ残りの5,000立米ぐらいがあるんですけども、先ほど言われたように。それに関して、また新たに変更設計部分が出てくるということですかね。それを要するに、何か違う方向であれですか。そこら辺をちょっとお願いしたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、テニスコートの部分につきましては、設計書の中でも人工芝等の撤去というところで、テニスコートのいわゆる表層の舗装の部分、その部分は既に撤去、これは原契約の中に入っているということで、撤去してございます。その撤去した後に、今、土の状態になっているわけなんですけど、そこに埋設物が表面上に見えるということもございまして。もともと跡地活用事業者のほうは、予定していたテニスコートの面がもう少し下がった状態で考えていたということで、掘ってほしいという話でございましたが、そうしますと量が多くなるので、もう少し工夫ができないかということをお願いさせていただいて、現地盤での引き渡しと、テニスコート部分についてはその形で、ただし表面に見える部分については、すき取るという形をとらせていただいております。

それから、青少年ホームの基礎の下から出てきた部分、これはもう一旦、掘り起こしをしておりますので、これについては全て処分をしなければならないところなんですけど、なかなかちょっと図面を見てもわかりづらいかもしれませんが、跡地活用事業のところでは今後掘削の予定がございまして、今その部分は、跡地活用と重ならない部分については、市のほうが先行して処分を行いますけれども、後でどちらにしても掘るということになりますので、その重なる部分については、後の工程に委ねるとということで、処分については適切に行っていきたい。ただし、処分

の方法についてというのは、いかに経費を抑えるかということ工夫していきたいということで、その処分の方法については、現在検討中でございます。

○議長（鈴木勝彦） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） テニスコート部分、要するに440万円の変更で、手作業でということで、表面上のあれは済んでおると。それに対してなぜまた同じように、そこにテニスコート自体があったところへ、また新たにテニスコートをつくるという話なんだけれども、この図面で見ると。そこへ何で処理というのか、そういったあれが。今回のあれで、手作業だでこれだけかかるということですので、この部分はもう済みということで考えていいんですかね。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今回、予算計上をさせていただいております内容につきましては、当然、予算の御可決がないと進められない内容でございますので、この部分については、御可決いただけたら取りかかるということでございます。ですので、現在の工事の状況としましては、テニスコートの舗装の撤去というところまでが終わっておると。ですので、今地面が出ている状態になっているということでございます。

それから、テニスコートがあった場所にテニスコートつくるのかということでございますけれども、これは提案のところ、新規にテニスコートを整備されるということで、そういった提案を受けておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） いや、そういうふうだったら、別に今回でテニス部分のところは残土処理が済んでおるという考え方でいいですね。そこら辺のことを……手作業で要するにやるということなんですけれども、全部ほんだで処理は済んでおるという考え方でいいですね。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今終わっているのは、テニスコートの舗装の撤去までですので、今後すき取り作業は、予算が御可決いただいてから行うというものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） ということは、残りの日にちで今から人力で、要するに手作業で処理か何かをやると、そういうことでよろしいですね。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） これから予算を御可決いただきました後に、今回の補正予算に計上させていただきました工事については行ってまいります。その中で、手作業で行うのではなくて、テニスコートの整備箇所については、地表表面に出ている埋設物を薄くすき取ります。すき取るという工事は発生をいたします。その上で、レンガなど大きなものは一部撤去するというところで、

申し上げているところであります。

○議長（鈴木勝彦） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） 余り詳しいことは言いたないんだけど、結果的にこれ柱状図にきちんと40センチだとか、70センチには瓦れきや何かが含まれておるといふふうで書いてあるんですけども、そういうことを無視してまで、何で解体工事や何かの中に当初から入っていないのか、そこら辺のことなんです。一部、要するに入っているのは入っているんですけども、量がまともに全然違うと。これ今現在の建物の面積と深さを考えれば、こんな量じゃないと思うんですけども、今後、要するに例えば何でこの低みのところをまた掘り下げるのか、なぜかさ上げができんのか。

これ水位表も出ていますよ、2.7メートルだとかそういう。わざわざ何も水位のほうへ何で建物を下げていくのか。そこら辺がよくわからんですけども、今でも要するにプールというのは、ある程度今の現地盤のところへ要するにあれじゃないですか、小学校やらああいうやつはもうみんな飛び出ていますよ。なぜこれを要するに掘削するのか、そこら辺のことをよくわからないんですけども、こんなえらい金かけるようだったら、盛土をして、その部分をきちんとして、建物のところだけやっておけば、別にいいじゃないかと思うし、別にくい長さ等や何か、そんな今どき手計算でやっておるわけじゃない。機械でやるわけなもので、すぐそんな何メートル、要するに長さがあればオーケー、そういったあれぐらいすぐに出ると思うんですけども、そこら辺のことをどうして考えていないのか。

危機管理意識が全くない。初めから要するに柱状図を業者に渡しておるじゃないですか。そこら辺、当初設計に入っておるといふふうになっておるといふふうには、私どもは思っておるんですけども、手当たり次第に柱状図がないとか、柱状図にも書いてあるけれども、掘ってみなければわからんとか、そういうことじゃなくて、最初からこれだけの瓦れきや何かがあるから、そのぐらいの処理費ぐらいは入っておるじゃないですか。そこら辺の話し合いというのか、きのう、その前、技術者が足らんとか言って、一般の職員がやっておるんですけども、そういうこと自体が要するにおかしい。

我々、すぐはもとのあれで申しわけないけれども、単価すぐ弾いてみたって全然違う。こんな処理費では、恐らくどこの業者も請け負ってもらえんと思うよ。平米数や何かでいくと。立米や何か出してみると。そこら辺がおかしくて、何で小学校の単価とここの単価がこんなに違うのか。10分の1以下だ。そこら辺のことを要するに考えてほしい。そこら辺が要するに理解できんで、なぜ無償契約というのか、土地のあれも、要するに瑕疵担保の関係があるで、やっておかんと。仮に要するに向こうの……

○議長（鈴木勝彦） 柴田議員、質問をまとめていただけますか。

○7番（柴田耕一） はいじゃ、単価が小学校と変更の単価がめちゃくちゃ10分の1違うんだけ

れども、そこら辺の解釈。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 繰り返しになりますが、今回の補正予算の内容は、あくまでも撤去に要する費用であります。すき取り費用であります。今後、今回すき取った部分の掘削したものと、勤労青少年ホームの新たに施設を建設する予定地、これは主要新規の4ページで申し上げますと、地図の中央部分の薄く白い部分ということで申し上げておりますけれども、そこから出てくる掘削した土の中で、廃棄物として処分をするものについては、これは改めて処分費を計上して、議案説明会、議運で申し上げましたのは、6月の最終日に提案できれば幸いだけれども、場合によっては追って臨時会での御審議をお願いしたいということをお願いしました。したがって、処分費については改めて御審議をいただきたいと思っておりますので、御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

それと、柱状図のことを幾つか御質問されました。これは、8番議員の御質問でもお答えをいたしたところでありますが、これまで柱状図の使い方としては、私どもとしては、基礎の設計に必要な地盤を調査する情報を得るものとして用いております。地下埋設物の量を測定するということとは目的が違いますので、スポット的なボーリングの穴からの柱状図を見て、埋設物全体の全容をこれは推しはかることができないということは、先ほど文化スポーツグループリーダーが申し上げたところです。今回の2カ所を事前に掘ったけれども、1カ所からは瓦の混入はないという結果が出ているということをお願いしたところです。しかしながら、先ほど副市長が御答弁申し上げましたように、今後は跡地活用等で用いる土地については、事前に調査を行って、その上で慎重に進めていくことを御答弁申し上げたところでございます。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） すみません。時間が押しているところで申しわけないですけれども、先ほど7番議員がいろいろと質問されましたけれども、私はまず根本的に今の青少年ホームのところのいわゆる廃棄物、先ほど杉浦議員のほうからも質問がありましたけれども、どういう状態でということは調べておるかということで言ったんですけれども、実際にちょっと言わせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条2項は、「土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する、若しくは管理する土地において、他の者によって不適切に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。」と規定されております。この規定は、一般的に放置された廃棄物の飛散、流出、廃棄物による悪臭、害虫等が発生する可能性等を考慮し、自治体が適切な対応をとることができるように配慮して、規定されたものと考えられます。高浜市の場合、愛知県への届け

出をすべきだと思いますが、届け出をしているのかどうか、まずお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のことを御質問いただきましたけれども、私どもはこの埋設物の発見を受けて、県のほうにまず御相談をかけております。その中で県のほうからは、この条文の意味合いというのは、要は不法投棄をした人が明らかであるといったような場合については、県のほうに報告が必要であるけれども、今回のようなケースについては、特に届け出とかそういったことは不要であるということで、回答をいただいております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、今の青少年ホームの下にある埋設物というのは、不法投棄されたものではないと、そういう考え方でしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） そこも含めて、不明ということであります。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 不明で終わらせてしまうというのか、例えばあそこのところは以前、今の南中のところもそうなんですけれども、あそこのところは、南中学校の土地のところもガラや何かで埋め立てして、中学校が建っておるんですけれども、その青少年ホームのところも僕は同じような場所ですので、そういった形で投棄場所として埋め立てをしておったのかなど。そういったことは、やっぱりしっかりと調べていただきたいと思いますし、今これからいろいろな物事や何かをやっていくについてみたって、そういったことをしっかりと調べておかないというと、最終的には、市が今現在そこを持っているから、市が全部やりますよと。

それを今回また、先ほど申し上げましたように、土地に瑕疵がある場合は市が責任を持ってその瑕疵を撤去すると、そういう話になっていくわけですので、どんどん深みにはまっていってしまうわけですので、ぜひ早く今言われたように、数字を早く出していただきたいと。

それから、今先ほど説明がありましたけれども、私も現場を確認しておりますけれども、もう現場のほうは仮囲いが一部残っているだけで、あと石だとか、それから先ほど言われたコンクリートのガラだとか、そういったものが残っているだけで、実際に今回補正を組まれる691万5,000円のその積算根拠というのは、どれだけの工事概要が入っているのか、ここのところの説明の中だけではわかりませんので、これの積算根拠、それをちょっと教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 予算計上の積算根拠ということでございますけれども、先ほどからちょっと話題に出ておるんですが、すき取りの作業ということで、面積的にはちょっと繰り返になります、青少年ホームの入り口周辺部分とテニスコートの部分ということで、面積的

には大体3,800平方メートルぐらい、掘り出す量としては650立米ぐらいということで見込んでおります。

それからもう一つ、青少年ホームの基礎から出てきた部分について、跡地の整備工事と重ならない部分については掘り出す。ただし、この掘り出すということについては、既に原契約の中に基礎撤去という作業が入っていますので、掘り出す作業について費用を見込んでいるわけではございませんけれども、掘り出した後に地盤が足らなくなるということがございますので、土を埋め戻すということで、そちらの量が240立米ということで、今見込みをしております。

また、今回ももとの工期が5月末だったというところで、1回目の変更契約の中では、金額の増減のない工期の延長、また内容等々の増減の精査ということで、変更契約を結んでいるわけなんですけれども、今回6月末まで工期が延びるといったようなところで、諸経費のところも少し伸びているといったようなところが主な内容でございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ちょっと長くなって申しわけないんですけども、実際に今現在、工事ができ上がっているのは、ほとんど整地されて、先ほど申し上げましたように、残っているのが石だとか、それからコンクリートのガラだとか、そういったものが一部残っているだけで、実際にそれだけを処理するだけだったら、六百何十万円なんていう数字にはならないと思います。

先ほど690万円の根拠や何かを言われましたけれども、実際に今からあと建物の跡地活用事業をやっていくのに、コパンが建物をつくったり何かすると、いろいろな地中埋設物が出てくるわけです。その数字を出せと言ってもすぐは出ない。だったら、もう今のままの状態を設計を、工期だけを延ばしておいて、その今残っている部分だとかそういったものについては、新しくいわゆる跡地活用のほうで建物をつくるときに、そこのところで工事をやらせたほうが、今ここで改めて設計変更をして金額変更をしてやるよりも、結果、今の設計変更をやったやつというのは、今の解体業者にやらせるわけですよ。

その後、今度、今のコパンが建物や何かを建設するその事業者とは、当然違うと思うんです。市は今から掘り出そうとする跡地活用のほうの費用負担のあれは、どういう形で契約されるんですか。ちょっと教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、土地の状況はほとんど整地されているということをおっしゃっていただきましたけれども、今残っているガラとか石というのは、これは原契約の中で処分するものであるということでございます。この予算を御可決いただけたら、すき取り等々を行う運びということになります。

今回の埋設物の発見ということで、先ほども答弁の中でも申し上げましたけれども、もともとの予想を超えるものであるという以上、市のほうが何らかの負担をしなければいけない。引き渡

す前に土地のほうをきれいにしてお渡しするのか、あるいは後の工程でやるのであれば、処分費用のところを負担する。いずれにしても、市が負担をするということに変わりはないというふうに考えております。今回は事業の整備ができるように、着手できるようにということで、まず入り口部分のそういう支障になる部分については、埋設物を撤去した上で引き渡す、そういった考えから、今回補正予算を計上させていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 申しわけないですけども、実際に今これ即決でやるわけですよね。そうすると、ある程度しっかりした数字が出ていないというと、今みたいにこれから掘って、また処分したり何かするので690万円の金がかかるんですよと、そういった現状になっているわけじゃないですか。それで、そのとおりの数字できちっと終わるんですか。それをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今回の処分の作業の面積や量については、何度も跡地活用事業者のほうと協議を重ねてきて、当初もっと大きな数字だったんでございますけれども、それでは非常に負担が大きいということで、協議を重ねてきた結果の数字ということでございます。

それから、先ほど答弁の中で申し上げましたが、今後の跡地活用での掘削量の見込みも含めてということで申し上げますと、約4,800立米ということになりますけれども、これについてはとにかく処分費が安価に済むようにということで、現在、処分方法のことは精査をしておりますので、御理解のほうをよろしく願います。

○議長（鈴木勝彦） お諮りいたします。

質疑がかなり延びておりますけれども、このまま続けていってよろしいでしょうか。御異議ございませんか。もうあとわずかだと思いますけれども。同じ質問の繰り返しになってきておりますので、質問者も簡潔に、それから答弁者も簡潔に質疑に応答していただければと思いますので、このまま引き続き議論してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

では、改めまして、6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 同じような質問という話ですけども、実際に今までのいろいろな質疑や何かを聞いていただいておりますけれども、私は先ほどから言っていますように、今から690万円の補正予算を議決する、これをすぐ採決してくださいよ。だったら、その内容というのは、実際に立米数だとか何か設計書も僕まだ見ていませんし、実際に先ほど数字が例えば240立米だとか、そういうような数字が出ておりますけれども、実際に691万5,000円の補正予算をしたほうがいいのか、むしろ今後、今から跡地活用事業の中で、土地の瑕疵のためにいろいろな掘削しなければいけないだとか、そういった工事を今から出されるわけじゃないですか。

それを今ここで補正をかけて、工事を行うのがいいのか、それともそれはもうそこでとめておいて、今現在もう残っているのはガラだとか、そういう石だとかそういったものしか残っていないわけですので、そこで一旦工期を終わらせておいて、その後、改めて跡地活用に係る土地の瑕疵に係る部分の工事をしたほうがいいじゃないのかという、そういう考え方が私にはありますので、実際に今のやつからいっていくというと、本当に経費の削減になっているのか、そういったことが心配されますので、その辺のところについてどう市は考えているのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 端的にお願いします。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今回、埋設物が見つからなかったら、今回のこの補正はありません。というのは、青少年ホームの土地を跡地活用の業者がどれだけ削ろうが、それは市のほうは関係ありません。先ほどもちょっとありましたけれども、テニスコートの実は55センチぐらいを掘りたいと。水はけをよくするために。私どもが申し上げたのは、三十数年、もう既にテニスコートとして使っていて、水はけが悪いような土地ではないので、そのままつくるぐらいの形でやっただけんかという話をして、それは了解をいただいたということで、少しでも掘削量を減らしながらやってきたんですが、駐車場の部分については、既に青少年ホームの取り壊しのところで出ているので、その分のすき取りは市のほうでやってくださいと。最後はどっちみちその分は処分をしないといかんものですから、じゃ先のところでやらせていただくということでありますので、今回の補正分については、地中埋設物があったからの増額分というふうで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） その部分が僕、理解できないんですわ。例えば最初の設計ありますよね。当初の設計が。その数字より、それじゃどれだけふえているんですか。

要は240万円だとか云々というような数字を言われましたけれども、僕、この間6月11日のときに資料要求していただいて、設計書と、それから変更契約書をいただいていますけれども、いわゆる5月22日に変更契約を行って、それは5月31日から6月29日まで工期を変更しますよと、こういう変更契約が結んであるわけですね。その変更契約の根拠も僕は聞いておりません。

それを一回、何で工期だけの変更をしたのか。その辺のところと、それから実際に前のときに設計の中に入っているいわゆる勤労青少年ホームの建物の取り壊し、これは当然、当初の設計の中に入っておるわけじゃないですか。その部分の中のところというのは、今の工事の中に入っているわけですので。先ほど今言われたふえた部分というのは、例えば駐車場の部分だとか、一部取り壊しから外れている部分のところのやつがやらなければいけないからということで、この六百何十万円の設計になっていると思うんですけれども、私の考え方が違うわけでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、第1回の契約変更の理由ということでございますけれども、埋設物の発見を受けまして、実際に基礎の撤去あるいはテニスコートの照明、支柱など、そういったものを取り除いていく中で、抜いた根っこのところにコンクリートが付着しているわけなんです、そこに瓦、レンガ等々がびっしりついているというような状況でございました。です、そういったものをきちんと取り除いて、分別して処分するということが手間がかかるということで、今回5月末までの完了が見込めないということで、工期の延長をしてほしいということで協議をさせていただいて、変更をさせていただいたというものでございます。

それから、今の設計の中にいろいろ作業費が入っているんじゃないかということでございますけれども、もちろん原契約の中に入っているものについて新たにふやすというものではなくて、今回、先ほども申し上げたすき取りですとか、そういった埋設物の関係で新しく発生してきた部分について、予算の増額をお願いさせていただいているというものでございますので、よろしくお祈いします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ちょっとまた話がもとに戻っちゃって申しわけないですけども、実際にその部分というのは今度今から跡地活用事業の中で、土地の瑕疵のある部分についてこういうふうにして下さい、ああいうふうにして下さいということは今コパンのほうと協議しているという話がありましたよね。そうすると、その中にその部分を入れることというのは不可能なわけですか。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 私どもさまざまな方法を検討してまいりました。先ほども申し上げたように、お互いに極力供用開始に影響がない中で、コスト面、スケジュール面等も考慮しながら、どういった方法が一番よいのかということを探索してきて、今回の補正予算の上程という形をとらせていただいております。跡地の工事の支障になる部分について、市でやれることは先にやって引き渡す。ただし、掘削の深い部分については後工程に委ねる。そういった役割分担をしながら、撤去、処分を進めていくということで、今回の予算を上げさせていただいておりますので、よろしくお祈いします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） すみせん、最後1点だけ確認させてください。

そのほうが安いんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 1点確認ですが、跡地活用の事業者はコパンが発注する業者がやります。その部分で、私どもがコパンがこれからつくるところの掘削するところは、それはやりません。後のところでお祈いしますというところで切り分けをしているということでもありますので、よろ

しく願います。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） すみません。先ほど、また話がもとへ戻っちゃうんですけれども、あくまでもうちのほうが土地の瑕疵だとか何だかんだで負担するというのは、今の工事だけをやれば、後のところは負担をしないという、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 掘った状況で埋設物が出てくれば、これは市のほうで処理をしてください、そういうことであります。

○議長（鈴木勝彦） 同じ質問の繰り返しになっております。同じ答弁になっておりますので、違う質問をしていただくよう願います。

7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） 先ほどから聞いておると、これ処分費じゃないということ何か言われておるし、当初の設計でアスファルトの舗装撤去が6,600平米ほど見込んであるじゃんね。それとテニスコートの舗装撤去、これも見込んであるんだけど、だから先ほどから言っておるように、今回の変更設計でこの部分に関してはもう何も出てこないんだねと。これでいいんだねということをおっしゃる。要するにコパンが建物をつくるときの、そのときに支障があるところの量、それは恐らくある程度つかんでおいておられると思います。そこら辺をなぜある程度提出できないのか。そこら辺を要するに隠してなぜこの部分だけでやるのか、そこら辺を聞いたかったです。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 先ほど私、御答弁を申し上げました。主要新規で申し上げますと、4ページをごらんいただきたいと思っております。計画建物スポーツ練習場等というところを今から掘削してまいりますけれども、この下部を工事に必要なだけ掘削した量と、今回、地中埋設物を一部撤去する部分の量の全量が先ほど4,800立米ぐらいになるということで、御答弁を申し上げているところであります。

また、そのうちの500立米は勤労青少年ホームの解体に伴うものでありますので、跡地活用のもとは関係なく発生する量であることを申し上げております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会の開催により、6月16日から27日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、6月16日から27日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、6月28日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午後0時51分散会

---